

ID 0003132

産前産後支援センター 「すまいるママみと」

妊娠中から産後1年未満の妊産婦の専用相談窓口です。母子保健コーディネーターの保健師や助産師が、妊娠・出産・子育てのさまざまな相談に応じます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

開設日時▶月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

問 産前産後支援センター「すまいるママみと」(子育て支援課内、☎350-7528)

ID 0034968

市民センター子育て広場

乳幼児や未就学児の交流の場として市民センター子育て広場を開催しています。開催日など、詳細は、市ホームページをご覧ください。

【再開・休止・移転のお知らせ】

再開▶石川市民センター(5月から)
吉田市民センター(6月から)
休止▶酒門市民センター(4月から)
移転▶五軒市民センター(4月から五軒小学校へ)

問 子ども政策課(☎350-5577)

ID 0093564

各種教室のご案内

【ハローベビークラス】

対象▶妊娠16～35週頃の初妊婦とその夫
内容▶講話(妊娠中の栄養など)、調理実習、保育実習

【めだか教室】

対象▶第1子の乳児(生後3～4か月)とその親
内容▶育児情報の提供、親同士の交流など

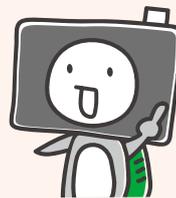
【トライ離乳食教室】

対象▶第1子の乳児(5か月まで)を持つ保育者
内容▶栄養士の講話、実習、試食など
※日程や会場など、詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 子育て支援課(☎350-1216)

子育てに役立つ市のホームページを紹介するよ！①・②・③について知ることができるんだ。下の二次元コードを読み取ってね

- 1 検診予防接種・幼稚園保育園 手当や助成の制度について
- 2 子育てに関する悩み事や、困った時の相談先
- 3 親子の遊び場や子育てサークルの情報



ID 0094075

親子で楽しむ森あそび 「森っこ」参加者募集

こどもはのびのび、大人は癒され、元気になる自然の中の子育て広場。



日 4～12月の木曜日 10:00～14:00

場 森林公園ほか

対 乳幼児とその保護者 料 500円(1組)

申 当日受付

問 森っこ宮崎方(☎080-6530-2376、✉mitomoriasobi@gmail.com)または森林公園森の交流センター(☎252-7500)

ID 0061446

こどもの日のイベント

わんぱーく・みと、はみんぐぱーく・みとでは、こどもの日にイベントを開催します。



日 5/5(月) 9:30～11:00 13:30～15:00

場 わんぱーく・みと、はみんぐぱーく・みと

料 無料

問 わんぱーく・みと(☎303-1515)または、はみんぐぱーく・みと(☎302-3662)

ID 0001707

「いばらきKids Club」カード を交付しています

「いばらきKids Club」カードは、各都道府県の子育て家庭優待制度などの協賛店舗で利用できます。

県外で利用する場合は、全国共通のロゴマークが入った新しいカードが必要ですので、発行窓口で交換してください。

対象▶水戸市に住居登録がある18歳以下のこどもの保護者または妊娠中の方とその配偶者

※発行窓口など、詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 子ども政策課(☎232-9176)

「ID検索」を使って記事の詳細を見てみよう！

①スマホで二次元コードを読みとる



②スマホ画面の下部「Q情報を探す」を押す



③スマホ画面の上部「ページID検索」に、記事のID番号を入力



表示を押す

(例) ID 0003132

④「広報みと」の記事の詳細が見られる



ID 0002856

交通遺児の就学奨励金

市では、交通遺児の健全な育成を図るために、交通遺児の保護者に対して、就学奨励金を支給しています。

対象▶市内に居住し、小・中・義務教育学校、中等教育学校前期課程に在学する交通遺児を養育する保護者

奨励金▶月額5,500円 ※返還の必要はありません。

申込み▶在学する各学校へ

※申請方法など、詳細は、在学する学校または学校管理課へお問合せください。

問 学校管理課(☎306-8673)

ID 0002106

遺児養育手当の現況届

水戸市に1年以上住所を有していて、両親または父親、母親のいずれかが死亡した18歳までの遺児(義務教育修了後は高等学校などに在学している遺児に限る)を養育している方に、遺児養育手当を支給しています。

手当を受給している方には、4月上旬までに現況届を送付しますので、期限までに必ず提出してください。

提出物▶現況届・在学証明書(遺児が高等学校などに在学している場合)

申込み▶5月12日(月)(必着)までに、(郵便、窓口)

問 こども政策課(〒310-8610、☎232-9176)

ID 0003517

学校生活に必要な費用の一部を援助します(就学援助制度)

経済的な理由により、こどもに教育を受けさせることが困難な保護者に対して、学校生活にかかる費用の一部を援助しています。援助を受けるには、申請をして認定を受ける必要があります。

対象▶市内の国公立の小・中・義務教育学校に通学する児童・生徒がいる保護者(市立以外の場合は、市内に住所を有する方)で、認定基準に該当する方(生活保護を受けている方を除く) ※認定基準など、詳細は、お問合せください。

申込み▶在学する学校へ

問 学校管理課(☎306-8673)

ID 0003605

出産育児一時金を支給します

国民健康保険に加入している方が出産したとき、出産育児一時金として50万円(医療機関が産科医療補償制度に加入している場合)を支給します。

出産育児一時金は、医療機関などへ支払う出産費用に直接充てることができます。この直接支払制度を利用する場合は、出産を予定している医療機関などへお問合せください。

問 国保年金課(☎232-9166)

ID 0004153

子育てまちなか住宅取得補助金

対象区域(三の丸、五軒、新荘、常磐小学校区の一部)に住宅を取得した子育て世帯に、補助金を支給します。

要件▶対象区域に住宅を取得し居住しており、住宅の工事請負契約または売買契約の締結時において、中学生以下のこどもがいた世帯 ※その他要件あり

補助金額▶住宅取得費用の2%(上限30万円)

※①多子加算(中学生以下の2人目以降のこどもの数×10万円)、②空き地、空き家・中古住宅加算(10万円)、③転入者加算(10万円)

申込み▶4月1日(火)～11月28日(金)(必着)に、(郵便、窓口)

問 住宅政策課(〒310-8610、☎232-9222)

ID 0005145

妊産婦医療福祉費支給制度(マル福制度)の所得制限を撤廃します

母子健康手帳をお持ちの妊産婦を対象とした医療福祉費支給制度(マル福)は、10月1日から所得制限を撤廃します。

母子健康手帳をお持ちの方で、現在、所得制限により非該当になっている方は、10月1日から出産翌月末日までマル福を利用できます。

事前に申請をした方には、10月1日から有効の受給者証を、9月下旬に送付します。必要書類など、詳細は、お問合せください。なお、すでに申請手続きが済んでいる方は、再度の申請は不要です。

問 国保年金課(☎232-9166)